

令和5年4月  
にしみたか学園  
三鷹市立井口小学校  
校長 五味川 直季

## 児童・生徒の携行品に係る取組について

### 1 基本的な考え方

「家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童・生徒の机の中やロッカー等、学校に置いて帰ることを認める」こととする。

### 2 具体的な指導について

- (1) 年度初めに、学校に置いて帰ってよい物について明示し、児童の発達段階に応じて分かりやすく説明する。  
(「1年生」の例：道具箱の「おとまり」の箱と「もちかえり」の箱の中身について写真を使って示す等)
- (2) 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合や学期末における私物の持ち帰り等、あらかじめ数日に分けて持ち帰るようにするなど、見通しを明らかにして携行品の分量が特定の日には偏らないようにする。

### 3 保護者への周知について

- (1) 児童の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して、何を持ち帰らせ、何を学校に置いて帰ってよいこととするかの学校の方針について、保護者会等を通じて説明する。
- (2) 年度初めに、学校に置いて帰ってよい物について明示し、保護者会資料等を通じて周知を図る。